

佐賀労働局発表
令和6年10月31日(木)

【照会先】
佐賀労働局総務部労働保険徴収室
室長 山下 晶澄
室長補佐 津山 昭彦
TEL 32-7168 FAX 32-7151
<https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/>

ひとりでも働く職場に労働保険。

～11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です～

「労働保険」とは、労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険の総称です。労働保険は、正社員、パート、アルバイト等の名称や雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇用していれば、事業主は労働保険の成立手続きを行う義務があります。

成立手続きを怠っている？

1 遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。

労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）から指導を受けたにもかかわらず成立手続きを行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続きを行い、過去に遑って労働保険料額を徴収し、併せて追徴金も徴収します。

2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。

未手続の期間中に生じた事故について労災保険給付を行った場合は、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

3 事業主の方のための助成金が受けられません。

雇用調整助成金や特定求職者雇用開発助成金などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の滞納がある場合、受給できない場合があります。

まだ、労働保険の成立手続きをしていない事業主の方は、お近くの労働基準監督署、ハローワーク又は労働保険徴収室にご相談ください。

中小事業主や労働者以外の役員の方などが労災保険に加入することができる制度や、労働者を使用しないで事業を行う一人親方などの個人事業主やそのご家族の方が労災保険に加入できる制度もあります。

※詳細は、佐賀労働局または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/roudoukyoku/busho_ichiran.html

※別添資料 厚生労働省リーフレット「ひとりでも働く職場に労働保険」